

岩沼市ビジネススタート補助金交付要領

(趣旨)

第1条 新たな事業の創出や継続的な事業の発展を志して岩沼市内で創業する者に対し、その創業に係る必要経費の一部を市が助成し、もって地域課題の解決、住民サービスの向上又は地域経済の活性化に資する事業の発展に寄与するため、予算の範囲内で岩沼市ビジネススタート補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則（平成9年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 事業所等 サービス、商品等の生産、販売等を目的として設置され、営業時間中は社員が常駐する建物をいう。

(3) キッチンカー 調理した食材を販売するため、車両内での調理を目的とした設備が車内に固定されている車両をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者。

ア 岩沼市内（以下「市内」という。）に本社又は本店として事業所等を設置して事業を営む者

イ キッチンカーを活用した事業を営もうとする者で、市内に住所を有するもの

(2) 補助金の申請日から起算して180日以内に創業し、又は創業した日から起算して補助金の申請日が1年以内の者で、第5条第1項に規定する経費の支払を完了している、又は支払を予定しているもの

- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- (4) 創業後において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者又は同条第3項第1号若しくは第2号に規定する小規模企業者のうち、次条に規定する補助対象事業を営んでいる者
- (5) 創業の日の属する年度の翌年度から起算して、3年以上市内で事業を継続する意思を有する者
- (6) この要領に基づく補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を開始する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を開始する者
- (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業を開始する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内において実施する事業であること。
- (2) 地域課題の解決、住民サービスの向上又は地域経済の活性化に資する事業であること。
- (3) 新規性のある事業でかつ、継続性が期待できる事業であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としない事業であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要さない事業であること。
- (6) 他の者が行っていた事業を継承して行わない事業であること。
（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に係る経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、国、県又は他の団体の補助金の交付対象となっている経費は対象外とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、100万円を限度とする。

(申請の受付)

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする者の交付申請を、期間を定めて募集するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、岩沼市ビジネススタート補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び岩沼市ビジネススタート補助金事業計画書(様式第2号)に必要書類を添えて、前条に定める期間内に市長に申請しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、補助金交付の適正及び公平を期すため、岩沼市ビジネススタート補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置し、申請内容を審査するものとする。

2 補助金の交付決定に関する審査方法及び基準は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があった場合は、審査会における審査を踏まえ、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付することができる。

3 市長は、岩沼市ビジネススタート補助金交付決定・却下通知書(様式第3号)により前2項の交付の可否及び条件を申請者に通知するものとする。

(申請内容及び事業計画の変更及び承認等)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)はその申請内容及び事業計画について変更が生じた場合は、速やかに岩沼市ビジネススタート補助金変更承認申請書(様式第4号)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 交付決定者は、補助金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(随時検査等)

第11条 市長は、交付決定者に補助事業を適切に行わせるため、補助金に係る事業の実施年度及びその翌年度から3年間、帳簿、書類等の提出を求め、又は指定する職員に必

要な調査、検査及び指示を行わせることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、創業後速やかに岩沼市ビジネススタート補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に報告するものとする。この補助金を申請した時点で既に創業していた場合は、第7条に定める書類の提出をもって報告に代えるものとする。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書もしくは第7条に定める書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、岩沼市ビジネススタート補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定から支出までの間に補助金に係る事業が廃業したとき。
- (4) 法令、規則、この要領の規定、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第15条 交付決定者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該交付対象経費の支払が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

(財産の管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金に係る事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(申請等に係る様式)

第17条 この要領に基づく申請、決定等に係る様式は、市長が別に定める。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(申請の特例)

2 令和6年度の申請に限り、第3条第1項第2号中「創業した日から起算して補助金の申請日が1年以内の者」とあるのは、「令和6年4月1日から補助金の申請日までに創業した者」と読み替えるものとする。

(要領の失効)

3 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条、第15条及び第16条の規定は、この要領の失効後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	主な経費の例
事業所等改装費	事業所等の建物及び建物付属設備の改修に係る経費（住居と併用する場合は事業に係る部分に限る）
賃借料	事業所等の土地、建物、建物付属設備、機械設備等の賃借に係る経費（住居と併用する場合は事業に係る部分に限る）
広告宣伝費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成、広報媒体等の活用及び看板の作成等のために支払われる経費
設備費	創業に当たり必要な機械装置、ソフトウェア、備品等の購入に要する経費。ただし、機械装置は、工具類やコンピューターなど汎用性があり、転売のおそれがある製品及び消耗品を除く。